6.1.2　保険付小包以外の小包。ただし、差出国及び名宛国の法令上認められる場合は、この限りでない。

6.1.3　保険付小包以外の小包であって保険付小包業務を行う二国の間で交換されるもの

6.1.3.1　さらに、加盟国又は指定された事業体は、保険付小包であるか否かを問わず、自国の領域から発送され、若しくは自国の領域に到着する小包又は自国の領域を経由して開袋で継ぎ越される小包に金の地金を入れることを禁止し、及びこのような小包の内容品を一定の実価以下のものに限定することができる。

7　印刷物及び盲人用郵便物

7.1　印刷物及び盲人用郵便物については、通信文の要素の記載をしてはならず、また、このような要素を有する書類を包有してはならない。

7.2　印刷物及び盲人用郵便物については、消印した若しくは消印していない郵便切手若しくは料金納付用証票又は有価証券を包有してはならない。ただし、郵便物が、その返信のため、郵便物の差出人又は差出国若しくは名宛国におけるその代理人の住所が印刷され、かつ、郵便料金が前納されている郵便葉書、封筒又は帯紙を同封する場合を除く。

8　誤って引き受けられた郵便物の取扱い

8.1　誤って引き受けられた郵便物の取扱いについては、この条約の施行規則に定める。ただし、2.1.1、2.1.2、3.1及び3.2に規定する物品を包有する郵便物は、いかなる場合にも、名宛地に送達せず、受取人に配達せず、また、差出元に返送しない。2.1.1に規定する物品が継越しの際に郵便物の中から発見された場合には、この郵便物は、継越国の国内法令に従って取り扱われる。3.1及び3.2に規定する物品が運送途上において発見された場合には、関係する指定された事業体は、郵便物からこれらの物品を取り除き、廃棄することができる。当該指定された事業体は、引き受けられない物品の除去に関する情報を送付し、及び当該郵便物の残りを送達することができる。

第二十条　税関検査及び関税その他の課金

1　差出国の指定された事業体及び名宛国の指定された事業体は、自国の法令の定めるところにより、郵便物を税関検査に付することができる。

2　税関検査に付される郵便物に対しては、この条約の施行規則に定める額を基準とする通関料を郵便料金として課することができる。この通関料は、関税その他同様の性質を有する課金を課された郵便物の通関についてのみ徴収される。

3　利用者のために郵便物の通関手続を代行することについて許可を得た指定された事業体は、利用者の名において、又は名宛国の指定された事業体の名において、業務の実際の費用に基づく料金を利用者から徴収することができる。この料金は、自国の法令に従い、税関で申告された全ての郵便物（関税を免除されたものを含む。）について徴収することができる。利用者は、徴収される料金について事前に適正に通知されるものとする。

4　指定された事業体は、関税その他の全ての課金を郵便物の差出人又は受取人から徴収することができる。

第六部　責任

第二十一条　調査請求

1　指定された事業体は、調査請求が、郵便物の差出しの日の翌日から起算して六箇月以内に利用者から提出されることを条件として、自己の又は他の指定された事業体の業務として取り扱った小包、書留郵便物又は保険付郵便物に関する調査請求を受理する義務を負う。指定された事業体の間の調査請求の伝達及び取扱いは、この条約の施行規則に定める方法によって行う。六箇月という期間は、請求者が指定された事業体に調査請求を行うまでの期間をいい、指定された事業体の間の調査請求の送達の期間を含まない。

2　調査請求の料金は、無料とする。ただし、ＥＭＳ業務による調査請求の送達を請求された場合には、追加の費用は、原則として請求者が負担する。

第二十二条　指定された事業体の責任及び賠償金

1　総則

1.1　次条に規定する場合を除くほか、指定された事業体は、次の事項について責任を負う。

1.1.1　書留郵便物、普通小包（電子商取引により生ずる郵便物の配達の区分に属するもの（以下「ＥＣＯＭＰＲＯ小包」という。）を除く。その仕様については、この条約の施行規則に定める。）及び保険付郵便物に関しては、これらの郵便物の亡失、盗取又は損傷

1.1.2　配達不能の理由が示されていない書留郵便物、保険付郵便物及び普通小包に関しては、その返送

1.2　指定された事業体は、1.1.1及び1.1.2に規定する郵便物以外の郵便物（ＥＣＯＭＰＲＯ小包を含む。）については、責任を負わない。

1.3　指定された事業体は、この条約に定めのない場合については、責任を負わない。

1.4　書留郵便物、普通小包又は保険付郵便物の亡失又は全面的損傷が不可抗力によるものであるために賠償金が支払われない場合には、差出人は、当該郵便物の差出しのために納付した料金（保険料を除く。）の還付を請求する権利を有する。

1.5　支払うべき賠償金の額は、この条約の施行規則に定める額を超えることができない。

1.6　責任を負う場合には、間接の損害、実現されなかった利益及び精神的損害については、支払うべき賠償金の額の計算に当たっては、考慮しない。

1.7　指定された事業体の責任に関する全ての規定は、厳密であり、義務的であり、かつ、網羅的なものとする。指定された事業体は、いかなる場合（重大な過失があった場合を含む。）においても、この条約及びその施行規則に定める限度を超える責任を負わない。

2　書留郵便物

2.1　差出人は、書留郵便物の亡失、全部の盗取又は全面的損傷の場合には、この条約の施行規則に定める額の賠償金を請求する権利を有する。差出人が同施行規則に定める額を下回る額を請求する場合には、指定された事業体は、当該下回る額を支払い、これに基づき他の関係する指定された事業体から償還を受けることができる。

2.2　差出人は、書留郵便物の部分的盗取又は部分的損傷の場合には、原則として、盗取又は損傷の実額に相当する賠償金を請求する権利を有する。